

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(工学研究科事務部)</p> <p>第24条 工学研究科事務部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>総務課 経理課 教務課 学術協力課</p> <p>2 } 3 } (略) 4 } 5 }</p> <p>6 学術協力課に次の掛を置く。</p> <p>研究協力掛 国際協力掛 産学連携掛 産学交流掛 (後 略)</p>	<p>(工学研究科事務部)</p> <p>第24条 工学研究科事務部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>2 } (同 左) 3 } 4 } 5 }</p> <p>6 学術協力課に課長補佐及び次の掛を置く。</p> <p>7 } (同 左) 8 }</p> <p>附 則 この規程は、平成18年7月1日から施行する。</p>